

収 支 計 画 書

1 支出の部

(1) 総括

	収支計画					備考 (算出根拠等)
	R9 年度 (千円)	R10 年度 (千円)	R11 年度 (千円)	R12 年度 (千円)	R13 年度 (千円)	
1 人件費						内訳 1
2 需用費						内訳 2
3 役務費						内訳 3
4 委託料						内訳 4
5 使用料及び賃借料						内訳 5
6 工事請負費						内訳 6
7 原材料費						内訳 7
8 負担金補助及び交付金						内訳 8
9 公課費						内訳 9
10 その他						内訳 10
合計 (=応募価格)						

※消費税及び地方消費税については、公課費で計上してください。

(2) 積算根拠

内訳1「人件費」

※人件費には、次のようなものが該当します。

- i 給料、ii 職員手当等、iii 共済費、iv 賃金

※人員配置数、給与その他勤務条件と整合するようにしてください。

※消費税及び地方消費税については、公課費で計上してください。

内訳2「需用費」

※需要費には、次のようなものが該当します。

- i 消耗品費；事務用品、蛍光管、トナー、トイレ用品、石灰、除草剤、等
- ii 燃料費；ガソリン代、灯油代、軽油代
- iii 印刷製本費；納付書、事業報告書等
- iv 光熱水費；電気代、上下水道代
- v 修繕費；施設器具、その他修繕費

※消費税及び地方消費税については、公課費で計上してください。

内訳3「役務費」

※役務費には、次のようなものが該当します。

- i 通信運搬費；電話代等
- ii 手数料；浄化槽検査・清掃、口座振替手数料等
- iii 保険料；賠償責任保険等

※消費税及び地方消費税については、公課費で計上してください。

内訳 4 「委託料」

※委託料には、次のようなものが該当します。

- i 維持管理業務委託（別紙「管理業務仕様書」を参照）

※消費税及び地方消費税については、公課費で計上してください。

内訳 5 「使用料及び賃借料」

※使用料及び賃借料には、次のようなものが該当します。

- i 自動車借上料等

※消費税及び地方消費税については、公課費で計上してください。

内訳 6 「工事請負費」

※工事請負費には、次のようなものが該当します。

- i 駐車場出入口車止め支柱取替工事、 ii トイレ修繕工事、 iii 浄化槽修繕工事等

※消費税及び地方消費税については、公課費で計上してください。

内訳 7 「原材料費」

※原材料費には、次のようなものが該当します。

- i 真砂土等

※消費税及び地方消費税については、公課費で計上してください。

内訳 8 「負担金補助及び交付金」

※負担金補助及び交付金には、次のようなものが該当します。

i 社会保険協会委員会費等

※消費税及び地方消費税については、公課費で計上してください。

内訳 9 「公課費」

※公課費には、次のようなものが該当します。

i 法人市県民税、ii 消費税及び地方消費税等

内訳 10 「その他」

※消費税及び地方消費税については、公課費で計上してください。

(3) 経費削減策等の説明事項

収支計画を作成するに当たって、経費削減等工夫したポイントを記載してください。

2 収入の部

(1) 総括

	収支計画					備考 (算出根拠等)
	R9 年度 (千円)	R10 年度 (千円)	R11 年度 (千円)	R12 年度 (千円)	R13 年度 (千円)	
1 使用料						内訳 11
合 計						

(2) 積算根拠

内訳 11 「使用料」

※使用料には、次のようなものが該当します。

松山市北条ふるさと館，河野別府公園市民グラウンド，河野別府公園サブグラウンド，河野別府公園テニスコート，
北条公園体育施設（法橋運動広場），松山市安岡避難地施設使用料

(3) 収益向上等の説明事項

収支計画を作成するに当たって、収益向上等工夫したポイントを記載してください。